

# 建設用びょう打銃用空包消費及び取扱計画書

別紙譲受許可申請書による建設用びょう打銃用空包の消費及び取り扱いについては、下記事項を履行して、法令遵守及び危険予防に務めます。

代 表 者

## 記

1. 同一の消費地における消費数量は一日につき空包200個以下とする。ただし、火薬又は爆薬が0.4g以下のものは、400個以下とする。
2. 空包は次の火薬類販売店から購入する。( )
3. 「消費者帳簿」を備え、空包の購入又は消費の都度これに年月日、譲受数量、消費数量、残数量及び消費場所を記入する。
4. 空包の消費に際しては、消費場所付近に多数の人が集合又は通行している場合は消費を見合わせ、また消費現場には作業に直接必要ない者は近寄らせない。
5. 事務所(又は住居)内に空包を保管する場合には、事務所(又は住居)内の安全なる箇所に設置された堅固な容器に収納し、施錠をして盗難予防に注意する。2,000個以下とする。ただし、火薬又は爆薬が0.4g以下のものは、4,000個以下とする。
6. 消費場所において空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠するか見張人を常時配置する。
7. 消費期間は譲受期間とし、譲受期間満了の際に未使用の空包が残置されており、消費する予定がない場合には、すみやかに譲渡許可を受けて火薬類販売店に返納する。
8. その他、火薬類取締法施行規則第56条の3の規定を遵守する。
9. 空包取扱に関する火薬類取扱従事者を次のように定める。

氏 名	年 令	住 所	経 験 年 数

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。